

東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故に 対する損害賠償に関する会長声明

平成 23 年 10 月 11 日
群馬司法書士会
会長 岡住貞宏

東京電力は、福島第一・第二原子力発電所の事故により被害を受けた個人及び企業等に対し、その損害賠償金支払いの手続きを開始し、請求のための書類一式の発送を開始した。しかしながら、当該手続きの内容及び発送された書類一式等を精査するに、重大な問題点が存在する。よって、当会では、以下の問題点につき、東京電力及び関係諸機関に対し、早急な改善を求めるものである。

1 「被害者は以後の請求をしない」という趣旨の文言を削除せよ

東京電力が被害者に対し発送した書類一式の中に「補償金請求書」という標題の文書があり、東京電力は、損害賠償を請求する被害者に対し、同文書に署名捺印させたうえで提出するよう求めている。ところが、同文書には「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は一回限りとする」との文言が記載されており、同文書に署名捺印した被害者は、意図せぬままに同文言の趣旨を承認したものとみなされる余地がある。

また、報道を契機に国会でも明らかにされたとおり、東京電力と被害者との間で損害賠償に関し取り交わす「合意書」には、「上記算定明細書の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との文言が記載されており、同「合意書」に署名捺印した被害者は、やはり、意図せぬままに同文言の趣旨を承認したものとみなされかねない。

このことによって、例えば、一部損害項目について請求漏れがあった被害者や、後日になって損害が判明した被害者などは、その賠償を受けられない可能性が生じる。また、このような文言があるがために、損害賠償請求そのものをためらう被害者も生じるであろう。

東京電力は、このような関係書類に記載された「被害者は以後の請求をしない」という趣旨の文言を一切削除し、また、被害者が請求書類等を提出するにあたり、そのような文言を削除することを認めるべきである。

2 各損害項目ごとの賠償請求に応じよ

東京電力が作成した「補償金請求書」では、被害者は、「避難生活等による精神的損害」

「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「就労不能損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」及び「その他」の各項目について、個別に損害額を算出したうえで、その合計額を一括して請求する書式となっている。

この書式による請求では、下記の異なる二つの場合において、その違いが分からない。

- (1) 損害の生じた項目のうち、一部についてだけその賠償を請求するが、残る項目については請求を留保する場合
- (2) 損害の生じたすべての項目についてその賠償を請求するが、そもそも一部の項目についてしか損害が生じていない場合

すなわち、ある被害者が提出した請求書に「生命・身体的損害」についての損害額が記載されていない場合、その被害者は「生命・身体的損害は生じているが、東京電力の提示した賠償額を受け入れがたいので、請求を留保する」のか、「そもそも生命・身体的損害が生じていない」のか、分からないのである。このような書式の請求書を提出した場合、とりわけその請求書に上記のとおり「被害者は以後の請求をしない」という趣旨の文言が記載されているときには、単に請求を留保したに過ぎない損害項目であっても、後日、東京電力から「その項目については損害が生じていないか、あるいは請求を放棄した」との反論を招きかねない。

この点につき、平成 23 年 8 月 30 日付けで東京電力が発表した「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」では、「ご請求いただいた損害項目のうち、合意に至らない項目がある場合には、合意された項目の補償額を先行してお支払いさせていただくことも可能です」との見解が表明されていたのであるが、その後、被害者に送付された請求書類においては、一部請求または一部合意の手続きについて何らの規定もなされておらず、あたかも全損害項目につき一括請求することしか認めないものであるかのような書式となっているのである。

東京電力は、各損害項目ごとに賠償請求に応じるべきであり、合計額を一括して請求する書式はこれを改めるべきである。あるいは、また、一部項目を留保して損害賠償する被害者については、留保した項目を明示できる措置を取るべきである。

3 簡易な請求書の提出により損害賠償金を支払え

東京電力は、損害賠償を請求する被害者に対し、60 ページにも及ぶ請求書の提出を求め、さらに、各損害額の根拠につき訴訟と同レベルの証拠書類の提出を求めている。専門的な法的知識を持たない個人及び企業等にとって、このような書類の作成・提出は、自力ではほぼ不可能である。

このような東京電力の姿勢は、この度の原子力被害の加害者たる法的・社会的責任を忘れ、被害者の迅速な救済の必要性を軽視するものであり、厳しく断罪されなければならない。

東京電力は、より簡易な請求書（少なくとも、専門家でない一般的な国民が、自力で準備・作成できる程度のもの）の提出により損害賠償金の支払いに応じるよう、具体的措置を取るべきである。

以 上